

平成28年度 国民健康保険料が決定しました

申し込み・問い合わせ 保険年金課 ☎ 29-5084、総合支所、支所

平成28年度の保険料率は前年度より増額となります。保険料や納付方法は、6月中旬に世帯主へ通知します。保険料の軽減は、前年の所得に応じて自動的にを行います。軽減割合は6月中旬に送付する通知書で確認してください。

平成28年度 国民健康保険料

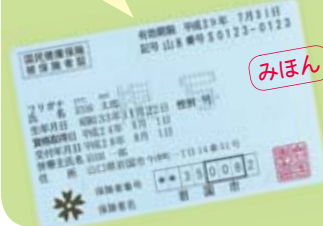
	医療分保険料	後期高齢者 支援分保険料	介護分保険料 ※ 40歳～64歳のみ
所得割額	各加入者の前年所得 平成27年1月～12月までの所得		基礎控除 33万円
所得割率	× 9.0% → 9.2%	× 2.1% → 2.4%	× 2.3%
均等割額	25,920円 × 世帯の加入者数	6,120円 → 7,200円 × 世帯の加入者数	7,680円 × 世帯の加入者数
平等割額（世帯単位）	24,480円	5,760円 → 6,000円	5,160円
— 世帯当たりの国民健康保険料（年額）			
最高限度額	52万円 → 54万円	17万円 → 19万円	16万円

所得は毎年必ず申告してください

所得の申告をしていない場合、正確な国民健康保険料の計算や、所得が一定基準以下の場合における保険料の一部軽減ができません。

収入のない人や、障害年金・遺族年金など非課税年金収入のみのおよびその家族についても、申告が必要です。

ジェネリック医薬品希望カードがシールに変わりました。シールを貼るときは保険証の表面に貼ってください。



保険証を7月中旬に送付します

8月の更新の前に、新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

世帯の加入者全員の保険証を世帯主宛てに送付します。

有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

市外に住所を置く学生は毎年届け出が必要です

扶養義務者が岩国市の国民健康保険加入者の場合、学生が学校に通学するため岩国市から転出しても、特例で岩国市の国民健康保険加入となります。

届け出は、その人が学生でなくなるまで毎年必要です。今年度の手続きをまだしていない人は早急にお願います。

失業等給付を受ける人はお知らせください

解雇などにより会社などを離職し、65歳未満で雇用保険の失業等給付を受ける人（特定受給資格者または特定理由離職者）は、雇用保険受給資格者証を提示し申請すると保険料が軽減される場合があります。

国民健康保険の脱退には手続きが必要です

勤務先の保険へ加入した、またその被扶養者になった場合は、必ず脱退の届け出をしてください。

自動的に脱退とはなりません。